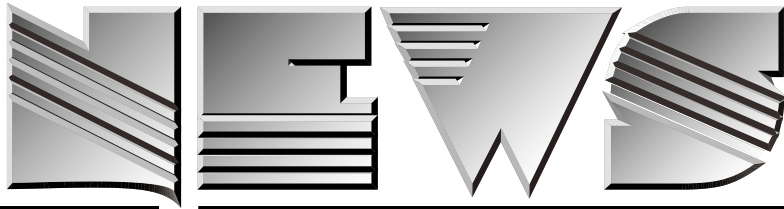




ねこだすけ  
ねこ  
の  
たすけ



号外

vol.18

Neko-Dasuke <http://www.nekodasuke.net>

NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440

# 「地域ねこ」は進化します。



本年もどうぞよろしくお願いたします。

「そうそう、ノラさんにも手術すればいいのよね。ご苦労さま。」と、通りすがりの方からお声をいただきました。

ほんの数年の間に、野良ねこ不妊手術への理解がすごく高くなったように感じます。

数年前の捕獲活動では「手術実行中」の立て掛け看板を置き、チラシを配って説明しながらでも、ちょっとした行き違いから通報されてパトカーに乗せられたこともありまして。

「トラップ・ニューター・リターン（野良ねこの保護／捕獲・手術・返還＝TNR）の知れ渡ったコミュニティでは、人々の人情にも巡り会います。」

「これ、持って帰ってね。」野良ねこが気掛かりだった、ご近所にお住まいのご夫人からの差し入れは、昔ながらの手作りカレーでした。

つい最近、団地で地域ねこに取り組みはじめたボランティアさんとご一緒した時のことです。

トラップ・ニューター・リターン（野良ねこの保護／捕獲・手術・返還＝TNR）の知れ渡ったコミュニティでは、人々の人情にも巡り会います。

トラップにねこが入ったまら、直ぐにシーツなどでくるみ、このまま通院していただきます。



ホームページのブログは...<http://blog.livedoor.jp/chiikineko/>

## 人と猫との調和のとれたまちづくり連絡会

東京都新宿区では「人と猫との調和のとれたまちづくり事業」の浸透をうけて、地域ねこをすすめる区民連絡会の結成集会を2月3日に行います。

結成の会議を区の愛護動物所管がコーディネートしますが、官民協働の活動を推進する目的から、将来的には区民が主体となって連絡会を運営する計画です。

当日は区長のご挨拶も予定され、町会関係者と地域ねこボランティアなどやそのほかのメンバーの参加が計画されています。

地域の住民が主体となって行われる地域ねこです。目に見える成果があらわれているにもかかわらず、数値の統計や学術的な研究調査はほとんどされていません。

「うわさでは聞くけど、ホントにうまくいってるの?」「都心だからやっていけるのじゃないの?地方と都会をくらべてもねえ?」...、などの声もささやかれ、適切な事実結果情報の伝達が求められます。

新宿区の連絡会には、地域ねこ対策の成果の資料作りも期待されています。

## 四国・愛媛県松山市で、にゃんにゃんセミナー開催。

詳しい情報はホームページをご利用ください。  
<http://ehimeinuneko.com/>

主催はNPOえひめイヌ・ネコの会。平成20年2月24日（日）に、松山市総合コミュニティセンターで行われます。写真パネル展は同22日から同所で開催です。

東京都が行っている「飼い主のいない猫との共生プログラム」や官民の協働について、ねこだすけが講演します。

ホームページから右のチラシをダウンロードできます。



## 「餌やり」と「飼い主」

すごく典型的なご相談が寄せられました。その内容は、「雑誌の法律相談コーナーに『野良ねこに餌をやり続けていると飼い主なのだから、ねこが損害や被害を与えたときは餌をやる人に責任が生まれる』というような内容が載っていたけれども、どうなのでしょう？」というものでした。

「地域ねこ」という仕組みには、そのような人と人との見にくいトラブルを前もって防ぐ目的もあるので、「トラブルが起こるかも知れない」という可能性と、「トラブルは起こらないで欲しい」という期待のどちらを合理的と考えるのか、つまり近隣との毎日の社会生活に置き換えたとき、係争と予防のどちらを重く考えるかによって回答も違ってくると思われます。

その理由は、法律的な立場から判断するときに「野良ねこ一頭づつの行動を、はたして人がコントロールできるのだろうか？」という大きな課題が持ち上がるからなのだそうです。

この大きな課題は、ペットの飼いねこでも野良ねこでも違いは無いというのです。例えば犬には適切なしつけ訓練で、人の目的にそったコントロールができますし、法令でも「制御するための手綱」を決めています。ねこに訓練しても、人の目的通りには従いません。

「餌をやっているから、野良ねこの所有権を得られるかも知れない」という可能性と同時に、「所有権者には、飼い主としての責任もある筈だ」と期待される場合が多くみられます。

人と人の係争に詳しい弁護士さんが、雑誌に答えていたようでした。弁護士さんは権利義務の係争などが得意です。「餌を食べたねこそのねこの行動」をひとつの状態で置いて判断の基準にしていた様です。

可能性と期待性を誰でも簡単に想像できるひとつの状態に重ね合わせたとき、餌を出す人の権利と義務が争点になったと思われます。

冒頭のようにほかの法律家の方は、「ねこを所有できるかも知れない人の権利や義務を争うその前に、ねこの行動のコントロールはできるのか？ どうなのだろうか？」と別々の疑問を投げかけました。

野良ねこに餌をあげても、その後の一頭づつの行動コントロールは不可能です。そこで考える視点を変えて、例えばふん尿被害の起きるかも知れない可能性をテーマにしてみます。

ねこをコントロールするのは難しいので、人の環境を守る方法に期待できる仕組みにたどりつきます。ねこがふん尿をする環境に、人がトイレを作ってしまうのです。ねこはトイレの始末をしないので、気がついた人々が時々片付ける方法です。

「トラブルが起こるかも知れない」という可能性を前提条件に野良ねこ対策を考えるとすれば、「餌をやってもやらなくても、ねこを人がコントロールできない。」事実に向き合います。

野良ねこのいる現実社会の中で「トラブルは起こらないで欲しい」と期待する考えが、ねこの行動のコントロールを求めるよりも現実的で合理的な方法なのかも知れない、と思いはじめるとき「地域ねこ対策」の浸透も促し易くなることと思われます。

## 動物の法律・殺傷と衰弱虐待

地域ねこに関係する取材や面談などが続きます。例えばマイカーなど交通に関係のある取材や情報収集には道路交通法の知識も関係して、ナンバープレートのない車輛を公道で運転しないほか、スピード違反などのさまざまな条件に心掛けます。

メディアの皆さまが愛護動物に関係する折には、少なくとも動物愛護管理法や狂犬病予防法の事前の知識を持っていただけると取材もスムーズです。

旧動物保護法が動物愛護法に改正され「虐待」という言葉の使い方も改められています。マスメディアは「動物殺傷犯罪」を今でも「動物虐待」と報道しますので法令違反に混乱がなくなりません。

「ねこが針金で縛られる虐待事件がありましたね」と記者さん。「記者さん、それは愛護動物殺傷犯罪事件で、罰金100万円に懲役刑もあって、飼い主のいない野良ねこも対象です。それとは別に飼い主が動物を衰弱させるような犯罪が動物の法律という衰弱虐待事件で罰金50万円です。」

警察でも飼い主などが犯す衰弱虐待と、飼い主のいない愛護動物に対する殺傷犯罪の区別をしないことが多いです。

「ギャクタイ」の言葉からはイメージがふくらみ、「虐待の定義とは？」などの議論になりかねません。現行の法令上では、愛護動物を傷つけると犯罪です。警察や検察が執行するかしないかの議論の前に、傷つける行為が明らかな犯罪であることは徹底していません。

もし野良ねこが棒で殴られる「ギャクタイ」を目撃したら、警察には「殺傷犯罪現行犯」として通報するのが適切です。「殺傷」は定義もよくわかる「傷つける。殺す。」ですから、次第に警察の認識も高くなると思うのです。

おまわりさんに、「動物虐待？ねこは保健所の役目じゃないのかい！！」などといわれたいためにもです。

写真は野良ねこトイレのお掃除中。

